

「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した
革新的新品種開発（提案公募型）」に係る評価実施要領

第1 趣旨

「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」（以下「本事業」という。）の着実かつ効率的・効果的な実施のため、「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」に係る運営管理委員会設置要領（令和6年12月19日付け6農会第722号農林水産技術会議事務局長通知。以下「設置要領」という。）、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）並びに本要領に定めるところにより、研究課題における試験研究成果等の評価（以下「評価」という。）を実施する。

第2 評議委員会

- 1 本事業における評価は、運営規則第6条第1項に基づき設置する評議委員会において実施する。
- 2 評議委員会は、次の条件を満たす者のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）の所長（以下「所長」という。）が、運営規則第6条第2項に基づき、評議委員（以下「委員」という。）として委嘱した外部専門家及び農林水産省職員により構成するものとする。
 - (1) 本事業に係る研究課題に関して十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から評価を行うことができる者として、設置要領第2の農林水産省に設置される運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること
 - (2) 外部専門家においては、その氏名、所属及び評価結果の公表について、あらかじめ同意できる者であること
- 3 委員の選任に当たっては、公正で透明な評価を行う観点から、特段の理由がある場合を除き、評価対象となる研究課題と利害関係を有する者は選任しない。なお、利害関係を有する者とは、その者が次の（1）から（7）のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該研究課題の試験研究計画において研究に関与している場合
 - (2) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と、同一の研究機関（民間企業、大学、国立研究開発法人等）において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - (3) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と親族関係にある場合
 - (4) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と直接的な競争関係にある場合
 - (5) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合

- (6) 当該研究課題の試験研究計画における研究担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - (7) 当該研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合も含む）又は株式を保有している場合
 - (8) その他、所長が、公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合
- 4 選任された後に、当該研究課題について利害関係を有することが判明した委員は、評価の実施前までに、必ず所長にその旨を通知するものとする。
 - 5 評議委員会に座長を置き、座長は評議委員会の議事を主宰するものとする。
 - 6 委員は、評価により知り得た情報について、外部に漏らし、又は盗用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 評価方法等

- 1 評価は、研究課題ごとに、終了時評価を実施する。
- 2 終了時評価は、全ての研究課題を対象として、原則として2年度目を実施する。
 - (1) 評議委員会は研究課題ごとに構成する。
 - (2) 評価の対象となる研究課題の研究統括者は、生研支援センターが指定する期日までに終了時評価用報告書を作成し、生研支援センターに提出する。
 - (3) 委員は、終了時評価用報告書を基に、別紙1に定める評価基準に基づき、面接による評価を行う。
 - (4) 座長は、評議委員会での意見交換において、翌年度以降の試験研究の実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、評価結果とあわせて、当該事項を所長に報告する。
 - (5) 所長は、(4)の評価結果を運営管理委員会に報告する。
 - (6) 所長は、設置要領第3の1(6)の評価結果等を踏まえた改善方策や今後の研究開発の方向等に係る指導に基づき、研究統括者に評価結果を通知するとともに、その概要を生研支援センターのウェブサイトで公表する。
 - (7) 所長は、(6)の指導結果において改善すべきとされた試験研究計画の事項に基づき、研究統括者に、翌年度以降の試験研究計画の見直し又は中止、投入予算の見直し等を指示するものとする。

第4 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、座長が委員に諮って定めるものとする。
- 2 評価の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附則

この要領は、令和7年1月8日から施行する。

「革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発（提案公募型）」終了時評価基準

評価項目	評価のポイント	着眼点	評価基準
1.研究の進捗状況及び目標の達成度	目標の達成に向けて、評価年度までの研究は研究計画通り進捗しているか。	①評価年度までの研究結果は研究計画通り得られているか。 ②研究成果は科学面や利用面から検証が実施されているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている。 C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない。
2.最終目標を達成するための研究計画	評価年度までの研究の進捗状況と課題を踏まえ、最終目標を達成する研究計画となっているか。	①最終目標を達成する計画となっているか。 ②研究成果は科学面や利用面の検証が実施されるか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている。 C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない。
3.研究推進体制の状況	目標達成のための研究機能（人、施設）が維持されているか。	①目標達成のための研究機能（人、施設）が維持されているか。 ②目標達成に向け、推進会議の開催など、コンソーシアム内の構成員間でコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている。 C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない。
4.研究成果の社会実装のための取り組み	研究期間終了後の研究成果の社会実装のための取り組み、出口戦略の検討は行っているか。	①研究成果に対し、知的財産権や研究成果の利活用計画など社会実装のための取り組みは計画され実施しているか。 ②研究成果に対し、社会実装・実用化のための出口戦略（アウトカムを設定したロードマップ）や広報戦略は計画され実施しているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点は実施されているが、②の着眼点は不十分。 C：②の着眼点は実施されているが、①の着眼点は不十分。 D：すべての着眼点を実施されていない。

※1：評価はA B C Dの4段階とする。

※2：項目別評価のランクは、各委員のランク、A・3点、B・2点、C・1点、D・0点として1～4の評価項目ごとに集計し、集計値を委員の人数で割った平均点（小数点第2位四捨五入）により、
A：2.5点以上、B：1.5点以上2.5点未満、C：0.5点以上1.5点未満、D：0.5点未満とする。

※3：1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

①1～4の評価項目のうち1項目以上がDである場合、総括評価基準はDとする。

②1～4の評価項目のすべてがC以上である場合（③、④を除く）、総合評価基準はCとする。

③1～4の評価項目のすべてがC以上、かつ、3項目以上がB以上である場合（④を除く）、総合評価基準はBとする。

④1～4の評価項目のすべてがAである場合、総合評価基準はAとする。

※4：評価ランクをDとされた研究課題は、次年度について、事業費の縮減、構成員の縮減、委託契約の一部または全部の不実施等を行う。